

令和7年度 タイヤチェーン導入促進助成金の手続きについて

◎「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、
申請できない助成金

雪道での安全運行の支援を目的とし、事業用貨物自動車両に装着するタイヤチェーンを導入した場合、その一部を助成いたします。

記

1. 助成対象期間

令和7年3月1日～令和8年2月末日の間に導入及び支払いが完了するもの

2. 助成交付額

導入費用(タイヤチェーン、チェーンバンドのみ。消費税、送料等を除く)の1/8

上限10,000円(1,000円未満切り捨て)

※助成上限台数は、一律2台分(1台あたり2本)

(トラクター、トレーラの場合、トレーラ装着分も1台分の算定とします。)

3. 申請方法

助成金申請書類(様式1及び添付書類)を令和8年3月6日(必着)までに
ご提出ください。

但し、期間内であっても交付限度額に達した場合は終了となります。